

秩父市の高齢者のための施策

福祉部 高齢者介護課 電話 25-5205(直通)
 吉田総合支所市民福祉課 電話 72-6082(直通)
 大滝総合支所市民福祉課 電話 55-0865(直通)
 荒川総合支所市民福祉課 電話 54-2111(直通)

(1) 高齢者等の介護支援

令和7年5月1日現在

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
在宅要介護高齢者手当	月額 10,000 円を年 3 回(4 月、8 月、12 月)本人の指定口座に振り込みます。支給決定月から支給該当となります。	市内に住所を有し、65 歳以上で要介護 4 又は要介護 5 と認定された後、6 ヶ月以上続いている方	高齢者介護課 市民福祉課
家族介護用品支給事業 (紙おむつ支給事業)	1 か月の支給限度内で毎月 20 日前後に委託業者が宅配(現物支給)。該当となった方は紙おむつ用ゴミ袋の支給があります。	市内に住所を有し、市民税非課税世帯に属する方で、在宅要介護高齢者手当を受給している方	高齢者介護課 市民福祉課
ショートステイ事業	7 日以内の老人ホームへの入所措置を行います。 ※1 日 2,000 円の負担金がかかります。	市内に住所を有し、対人関係が成立しないなど社会適応が困難な在宅の概ね 65 歳以上の高齢者(介護保険対象者以外の方)	高齢者介護課

(2) 生きがい・社会参加・生活環境など

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
敬老入浴事業	入浴券を交付します。 ※一律年度 12 枚/人 (当該年度内であれば自由に利用可能) <u>※必ず本人確認書類を持参してください。</u>	市内に住所を有する 65 歳以上の方	高齢者介護課 市民福祉課
敬老マッサージ等事業	敬老マッサージ等利用券に記載されている鍼灸院等で利用できる利用券を交付します。 ※年度 2 枚交付 ※施術 1 回につき 1 枚利用可 (1 枚で 2,000 円の割引になります。) <u>※必ず本人確認書類を持参してください。</u>	市内に住所を有する 70 歳以上の方	高齢者介護課 市民福祉課
敬老祝金の支給	77 歳の方に 10,000 円 88 歳の方に 20,000 円 99 歳の方に 30,000 円	9 月 1 日を基準日として、秩父市に 1 年以上住民登録をしている 77 歳、88 歳、99 歳の方	高齢者介護課 市民福祉課
敬老会の開催	9 月から 10 月にかけて、旧秩父市・荒川・吉田地区は市と町会、大滝地区は市と町会、社協の共催で敬老会を実施します。	市内に住所を有する 77 歳以上の方	高齢者介護課 市民福祉課
老人クラブへの助成	年に 1 回、各老人クラブの活動に助成金を交付します。	老人クラブの会員は概ね 60 歳以上	高齢者介護課 市民福祉課
中等度難聴高齢者補聴器購入助成金	聴力機能の低下により日常生活に支障を来している高齢者を対象に、補聴器購入費用の一部を助成します。	市内に住所を有する 65 歳以上の方のうち、両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上であり、医師から補聴器が必要と認められた方	高齢者介護課 市民福祉課

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
緊急通報システム事業	緊急通報装置を設置し、緊急時に無線発信器を押すだけで消防署に通報します。 <u>※お薬手帳のコピー等、服用している薬が分かるものを添付してください。</u>	【無料】同一建物内に通報できる親族が同居しておらず、身体上の慢性的な疾患等により日常生活を営む上で常時注意を要する概ね 65 歳以上の高齢者又は重度障がい者 【有料】身体的に緊急を要する病気等はないが、ひとり暮らし(昼間、夜間のみ 1 人になる方を含む)で不安を抱えている高齢者	高齢者介護課 市民福祉課
救急医療情報キット配布事業	かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を記入したシート等を保管容器に入れ、冷蔵庫に保管することで救助活動に役立てます。	市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方 ① ひとり暮らしの 65 歳以上の方 ② 65 歳以上の方のみで構成される世帯に属する方 ③ 65 歳以上の方であって、その方の属する世帯の世帯員が障害、就労等の理由により救急時の対応が困難であると認められるもの	高齢者介護課 市民福祉課
高齢者配食サービス事業	週 3 回まで昼食を 1 回 400 円で配布します。	自分で食事の支度をするのが困難な、概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は重度心身障がい者	高齢者介護課 市民福祉課
徘徊高齢者等探索システム事業	徘徊高齢者等に移動端末機を所持させ、現在位置の情報の入手、又はインターネット等により現在位置を探索します。	市内に住所を有する徘徊行動のある在宅の認知症高齢者、又は外出した際に帰宅することができない在宅の知的障がい者、知的障がい児及びその介護者等	高齢者介護課
秩父市認知症高齢者等見守りシール交付事業	認知症で徘徊行動のある高齢者等の衣類や鞆などの持ち物に QR コードが印字された見守りシールを貼って使用します。 行方不明となった高齢者等を発見した人が QR コードを読み取るとインターネット上の伝言板を介して保護者とやり取りを行うことができます。	市内に住所を有し、在宅で生活する方のうち、徘徊行動のある方、医師により認知症と診断された方	高齢者介護課
高齢者生きがいと居場所づくり事業	大滝総合支所を交流拠点として、地域で支え合う体制を推進し、住みなれた地域で元気に暮らせる生活を続けられることを目的としています。 ・閉じこもり予防・健康づくり 詳しくは、事務所へお問い合わせください。	市内に住所を有する概ね 65 歳以上の方	秩父市社会福祉協議会大滝事務所 55-0847

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
あんしんサポートねっと	生活の困り事を1人で判断することに不安がある方に、安心して地域で生活が送れるよう生活支援員等が定期的に伺いお手伝いします。 福祉サービスの利用援助を基本とし、必要に応じて①～③について支援します。 ① 日常生活上の手続き援助 ② 日常的金銭管理 ③ 書類等預かりサービス(不動産の権利証・契約書・通帳・実印など) <利用料金> ①② 1回1時間 1,200 円。以降 30 分毎に 400 円が加算 ③ 基本料 2,000 円(1年間)、利用料 500 円(1か月)	高齢者や知的障がい、精神障がいのある方等	秩父市社会福祉協議会 22-1514
あんしんサポートねっと 利用料金助成	あんしんサポートねっと利用料金の月当たりの合計額の9割(上限5,000円)	あんしんサポートねっとを利用する市内に住所を有する方で、介護保険法による要支援以上の認定があり、市民税非課税の方	高齢者介護課
車椅子の貸し出し	市内に居住し居宅において生活する方に無料で1か月以内(延長可)	市内に居住し居宅において生活する方	障がい者福祉課 27-7331 秩父市社会福祉協議会 22-1514
成年後見制度等相談窓口 「こうけんサポートちちぶ」	成年後見制度の利用相談から申立支援、親族後見人等の皆さまからの相談をお受けします。	市内に住所を有する認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力の不十分な方やそのご親族等	秩父市社会福祉協議会 22-1514
移送サービス事業	利用する方の社会参加のために送迎サービスを行います。 ・利用回数 月1回 ・利用料 市内500円、市外1,000円	旧大滝村及び旧荒川村の地域に在住で、公共交通機関を利用する事が困難な虚弱高齢者又は身体障がい者の方	大滝・荒川市民福祉課
秩父市老人福祉センター	高齢者に潤いと憩いの場を提供し、福祉の増進を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。 ※入浴料 1回100円(65歳以上、障がい者の方は無料)	高齢者(満60歳以上の方)及びその介護者 60歳以上の者により構成される団体	溪流荘 22-7117
秩父市福祉交流センター	高齢者、児童生徒及び地域のあらゆる人達の世代交流並びに福祉活動の場を提供し、ふれあい及び支えあいの心豊かな地域づくりを図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。 ※入浴料 1回100円(65歳以上、障がい者の方は無料)	高齢者(満60歳以上の方)及びその介護者 福祉関係団体	影森 25-2230 高篠 25-7001
秩父市高齢者憩いの家	高齢者に憩いの場を提供し、高齢者の福祉の増進を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。	高齢者(満60歳以上の方) 60歳以上の者により構成される団体	高齢者憩いの家 22-0713

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
秩父市いきがいセンター	高齢者のいきがいづくりを目的に、介護予防を図るための施設です。 詳しくは、施設へお問い合わせください。	市内に居住する40歳以上の方	いきがいセンター 25-3343
秩父市シルバー人材センター	センターに希望する職種や活動内容を登録することで、仕事などの紹介を受けることができます。 仕事やボランティア活動などを通じて、高齢者の就業促進や社会参加等を支援しています。 センターで活動することによって、仕事だけでなく、仲間づくりや生きがいの創出等、高齢者が心身ともに豊かな生活をおくる場を提供しています。 ※職種分野 ◎サービス分野(観光案内、家事支援サービス) ◎技術分野(植木の手入れ、大工仕事等) ◎管理分野(施設管理、駐車場・駐輪場整理) ◎事務分野(一般事務、筆耕・受付業務) ◎折衝・外交分野(広報等配布、検針・販売) ◎屋内外作業分野(草刈・除草作業、公園・トイレ清掃、工場製造補助・点検作業、調理・調理補助・配膳業務、清掃業務等) ◎独自事業(フレイル予防教室、手作りまんじゅう販売、シルバー農園野菜販売等) ◎ボランティア活動、親睦・サークル活動等	市内在住で60歳以上の健康で働く意欲のある方	秩父市シルバー人材センター 22-4454
高齢者相談支援センター	◎介護保険についての相談 ※居住地によって担当支援センターが異なります。 ●宮側町・番場町・道生町・中村町(一丁目・四丁目)・桜木町・金室町・永田町・柳田町・阿保町・大畑町・滝の上町・上宮地町・中宮地町・下宮地町・大宮(上宮地町・中宮地町・下宮地町)・相生町・大野原・黒谷 ・在宅介護支援センターなかむら(老健うらら内) 電話 27-0251 ●日野田町・野坂町・大宮(日野田町・野坂町)・熊木町・上町・中町・本町・上野町・東町・中村町(二丁目・三丁目)・近戸町・別所 ・生協花の木ホーム在宅介護支援センター(上町1-12-11) 電話 25-2000 ●寺尾・蒔田・田村 ・エスポワール秩父在宅介護支援センター(老健エスポワール秩父内) 電話 24-5870 ●山田・栃谷・定峰・大滝・中津川・三峰 ・秩父市社会福祉事業団在宅介護支援センター(ほのぼのマイタウン内) 電話 22-6777 ●太田・伊古田・品沢・堀切・小柱・みどりが丘・吉田地区 ・白砂恵慈園在宅介護支援センター(白砂恵慈園内) 電話 77-0099 ●久那・上影森・下影森・浦山・和泉町 ・和らぎ在宅介護支援センター(和らぎサポートセンター内) 電話 21-7134 ●荒川地区 ・たんぼぼ在宅介護支援センター(居宅介護支援事業所 たんぼぼ内) 電話 25-1501		高齢者相談支援センター

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
運転免許証返納者公共交通利用券交付事業	<p>運転免許証返納者に公共交通機関の利用機会を提供し、生活移動手段の一助とするため、利用券 6,000 円分を 1 回に限り交付します。(すでに交付を受けている方を除く)</p> <p><申請に必要なもの></p> <p>運転免許証返納時に警察署または運転免許センターから発行される「申請による運転免許の取消通知書」、返納された「穴の開いた運転免許証」※代理人による申請の場合は代理人の身分証及び任意の書式の委任状</p> <p><利用できる公共交通機関></p> <p>秩父鉄道、西武観光バス、秩父タクシー協会所属のタクシー、秩父市営バス、皆野町営バス、小鹿野町営バス</p>	市内に住所がある運転免許証を自主返納した方	市民生活課 26-1133
お出かけ楽々バス利用券交付事業	<p>「西武観光バス回数乗車券」購入代金の一部を補助する「お出かけ楽々バス利用券」を交付します。(年度内 4 回まで交付可)</p> <p><申請に必要なもの></p> <p>本人確認書類(保険証、免許証、マイナンバーカードなど)</p> <p><購入方法></p> <p>市民生活課で受け取った利用券を西武観光バス秩父営業所に提出することで、3,000円のバス回数乗車券を現金1,500円で購入することができます。</p>	市内に住所がある 65 歳以上の方	市民生活課 26-1133

(3) 施設入所関係

名 称	内 容	対 象 者	窓 口
養護老人ホーム	養護老人ホームへの措置入所を行います。	65 歳以上で家族から支援を受けることができず、環境上、経済的理由により、居宅での生活が困難であると市長が認めた方	高齢者介護課
高齢者生活支援ハウス	<p>一定期間居住を提供し、各種相談、助言及び緊急時の対応を行います。</p> <p>※収入に応じた利用料がかかります。(食費、光熱水費などの日常生活費は自己負担)</p> <p>・高齢者生活支援ハウス吉祥苑(上吉田) 定員 20 人</p> <p>・高齢者生活支援ハウス(吉田久長) 定員 10 人</p>	<p>市内に 10 年以上住所を有する 60 歳以上で、ひとり暮らし又は夫婦のみの世帯に属し、家族から援助を受けることが困難な方であって、独立して生活することに不安のある方</p> <p>(入居要件)</p> <p>①市内に親族が居住していない方又は親族から支援を受けることができない方</p> <p>②自炊のできる方</p> <p>③歩行、入浴、排せつ等全てにおいて自立できる方。ただし、夫婦の場合は、片方が介助を要する状態であっても入居することができる。</p>	高齢者介護課

(4) 相談総合窓口

内 容	名 称	住 所 電話番号	F A X
介護保険・高齢者福祉 全般に関すること	秩父市福祉部高齢者介護課	秩父市熊木町 8-15 25-5205(直通)	27-7336
	吉田総合支所市民福祉課	秩父市下吉田 6585-2 72-6082(直通)	77-1529
	大滝総合支所市民福祉課	秩父市大滝 4058 55-0865(直通)	55-0172
	荒川総合支所市民福祉課	秩父市荒川上田野 1734-6 54-2111(直通)	54-2334
	秩父地域包括支援センター	秩父市熊木町 8-15 22-2582(直通)	27-7336
	吉田地域包括支援センター	秩父市下吉田 6569-1(吉田保健 センター内) 77-1134(直通)	77-1138
	大滝・荒川地域包括支援センター	秩父市荒川上田野 1734-6(荒川 支所内) 53-1014(直通)	54-2334
福祉サービスに関する こと	秩父市社会福祉協議会	秩父市野坂町 1-13-14 (秩父市福祉女性会館内) 22-1514	22-4815
成年後見制度に関する こと	さいたま家庭裁判所秩父支部	秩父市上町 2-9-12 22-0226	25-2331
	権利擁護センター(埼玉県社会福祉協議会)	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ 1 階 048-822-1204	048-822- 1406
	こうけんサポートちちぶ(秩父市社会福祉協議 会)	秩父市野坂町 1-13-14 (秩父市福祉女性会館内) 22-1514	22-4815